

## FIDIC 契約約款のポイント（第6回） 請負者の義務（施工一般）

建設/インフラニューズレター

2025年2月3日号

執筆者:

[宇野 伸太郎](#)

[s.uno@nishimura.com](mailto:s.uno@nishimura.com)

[村田 智美](#)

[t.murata@nishimura.com](mailto:t.murata@nishimura.com)

[井浪 敏史](#)

[s.inami@nishimura.com](mailto:s.inami@nishimura.com)

### 1. はじめに

本シリーズでは、世界の建設・インフラプロジェクトで最も広く使用されており、国際建設契約のスタンダードともいえる FIDIC 契約約款のポイントを複数回にわたって解説する。

FIDIC 契約約款では、複数の条項において請負者（Contractor）の義務が定められているが、今回は、FIDIC 契約約款 4 条が定める、請負者の施工に関する主要な義務のポイントを紹介する。

本稿では、特に断りのない限り、1999 年版のイエローブックを前提とする。

### 2. 請負者の義務（4 条）

#### (1) 請負者の一般的義務（4.1 条）と“fit for purpose”責任

請負者は、契約に従って、設計、施工、完成及び瑕疵の修復を行う義務を負う（4.1 条）。レッドブックでは、原則として設計は発注者側で行うことが想定されているため<sup>1</sup>、契約で設計が請負者の業務範囲に含まれている限度においてのみ設計についても義務を負う。

特に、イエローブック及びシルバースタックにおいては、完成時に、工事は、契約で意図され、定められた工事に沿ったもの（fit for the purpose）であることが求められている（4.1 条）<sup>2</sup>。コモン・ロー上、設計者は一般に、相応な技術と注意（reasonable skill and care）をもって設計を行う義務を負うが、設計者が設計と施工のいずれについても責任を負う場合には、“fitness for purpose”についての責任を負うと考えられている。“fitness for purpose”責任は、絶対的な責任（absolute obligation）であり、請負者に過失がなかったとしても、契約に定められた目的への適合を達成することについて責任を負うと考えられている<sup>3</sup>。このようなコモン・ローに由来する fitness for purpose についての責任が、具体的な契約準拠法の下で

<sup>1</sup> 本ニューズレター2022年11月18日号（「FIDIC 契約約款のポイント（第1回）」）ご参照。

<sup>2</sup> レッドブックにおいては、契約で請負者が本設工事（Permanent Works）の一部について設計の義務を負う旨が定められている場合には、当該部分が、完成時に、契約で意図され、定められた当該部分の目的に沿ったもの（fit for the purpose）であることが求められている（レッドブック1999年版の4.1条(c)）。

<sup>3</sup> なお、イエローブック2017年版では、“fitness for purpose”の義務に違反した場合には、請負者が発注者に対する補償義務を負うことが明記された。

どのように解釈適用されるかは必ずしも明確ではない場合もあるが、建設法分野においては、実務上コモン・ロー（とりわけイングランド法）の影響力が大きく、コモン・ローの下での fitness for purpose の解釈が参照される可能性もあるため、請負者の観点からは fitness for purpose を定めた条項を受け入れることについては注意が必要である。

請負者は、プラント、請負者作成文書（Contractor's Documents）、請負者の物資、その他の工事に必要なあらゆる物やサービスを提供すべき義務を負う（4.1 条）。請負者が、発注者から電力・給水・ガス（4.19 条）や発注者の機器・資材（4.20 条）の提供を受ける場合には、その旨を契約で定めることが必要である。

## **(2) 現場データ（4.10 条）**

発注者は、基準日（Base Date）より前に、その保有する「現場の地下及び水文の状況に係わるあらゆる関連データ」を請負者にとって利用可能にしなければならず、基準日以降に取得した情報も同じく利用可能にしなければならない。

他方で、請負者は、（コスト・時間を考慮の上）実務的に可能な範囲において、①入札又は工事に影響し得るリスク、偶発事象及びその他の一切の事象についてのあらゆる必要な情報を取得し、②現場、その周辺及び発注者から利用可能とされたデータ並びにその他入手可能な情報を調査した上で、③入札提出前に全ての関連事項に納得したものとみなされる。

## **(3) 予見不可能な物理的条件（4.12 条）**

請負者が現場で「予見不可能な物理的条件」（Unforeseeable physical conditions。請負者が現場で遭遇する、自然の物理的条件、人工その他の物理的障害物及び汚染物質。気象条件は含まれない。）と考える事態に遭遇した場合（例：掘削を進める中で、地中に障害物が発見された場合等）、請負者は、実務上可能な限り早く、エンジニアに通知することが求められる。当該事象が「予見不可能（Unforeseeable）」<sup>4</sup>なものであるといえ、当該物理的条件により工事が遅延し又は費用が生じた場合には、クレーム手続（20.1 条）を経て<sup>5</sup>、エンジニアの決定に基づき、工期延長・追加費用の請求が認められ得る（4.12 条）。

## **(4) 化石（4.24 条）**

請負者が現場において地質学的・考古学的価値を有する、化石、コイン、価値物、構造物等を発見した場合、請負者は、請負者の要員等が撤去・損傷しないように合理的注意を図り、速やかにエンジニアに通知して指示を受けることが求められる。エンジニアの指示に従うことにより工事が遅延し又は費用が生じた場合には、同じく、クレーム手続（20.1 条）を経て、エンジニアの決定に基づき、工期延長・追加費用の請求が認められ得る（4.24 条）。

---

<sup>4</sup> 経験のある請負者が注意を払っても入札前に予見できないことをいう（1.1.6.8 条）。

<sup>5</sup> 本ニューズレター2023年3月30日号（「FIDIC 契約約款のポイント（第4回）請負者によるクレーム手続」）ご参照。

## (5) その他の義務

その他、請負者が負う義務には、例えば、以下のようなものがある。

- 入札付属書類に定めがある場合、履行保証（Performance Security）を提供する義務を負う（4.2条）。
- 請負者の代理人（Contractor's Representative。請負者のために行動するための一切の必要な権限を授けられる者で、現場に常駐し、エンジニアの指示はかかる代理人が受領する）を指定し、任命時や変更時にはエンジニアの事前同意を得る義務を負う（4.3条）。
- 請負者が下請を起用する場合、エンジニアの事前承認を得ることが必要であり（材料供給のみについてのサプライヤー及び既に契約で定められている下請の場合は不要）、請負者は、下請の行為や債務不履行についても、請負者自身によるものとして、発注者に対して完全な責任を負う（4.4条）。
- 安全に関する規制を遵守し、現場にいるすべての人員の安全を確保する義務を負う。フェンス・ライトを取り付け、工事を防護・警備することが求められる（4.8条）。請負者は現場内外の環境を保護するため合理的な手段を講じることが求められる（4.18条）。また、外部者の侵入を阻止して、現場の安全を確保することが求められる（4.22条）。
- 物資が現場に配送される場合には、その 21 日より前にエンジニアに通知する義務を負い、物資等の輸送や引受けについて責任を負う（4.16条）。請負者は、現場に持ち込まれた請負者の機器について責任を負い、請負者の機器のうち主なものを撤去する場合には、エンジニアの同意を得ることが求められる（4.17条）。
- 毎月、エンジニアに対して工事進捗報告書を提出する義務を負う（4.21条）。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)